

巻頭言 「日中知的財産制度共同研究の重要性」

明治大学特任教授・東京大学名誉教授・知的財産研究所会長

中山 信弘

中国の経済力は年を追うごとに急成長を遂げ、今や中国と日本の GDP は世界の第 2 位と第 3 位となっており、この両国を抜きに世界の経済を語ることはできないと言えよう。日本は 2000 年にわたり、文字をはじめ、中国文明から多大の影響を受けており、その結果今日の日本の姿がある。そしてお互いに経済大国となった今、両国関係には新しい姿が求められるであろう。

経済大国同士においては、必然的に知的財産分野における関係も密にならざるをえない。お互いの経済交流の促進にあたっては、まず何よりも公正な経済発展が望ましく、そのためにはお互いに相手方の創作的な行為を尊重することから始めなければならない。そして公正な経済秩序形成に大きな役割を果たすのが知的財産法であり、必然的にその研究が重要となる。

しかしながら日中にはそれなりの国情があり、お互いに異なった法制を有しており、言語という大きな壁も障害となって、相互理解を得ることはかなり難しい状況にある。そこで、まず研究者同士が相集い、お互いの国情につき説明し、忌憚なく討論し、そして理解し合い、その成果を世に問うことには大きな意義があると信じる。そのような理想の下に、中国の知的財産法研究の第一人者である中南財經政法大学学長 呉 漢東 (Wu Handong) 先生、中国社会科学院の李 明德先生 (Li Mingde) 先生をはじめ、多くの中国の有力な研究者の参加を得て、日中の知的財産制度に関する研究者会議・意見交換会を設けることができ、中国で 2 回、東京で 1 回の交流を重ね、お互いに信頼感を醸成することができた。その上、相互理解を深めるにとどまらず、日中の問題を超えて、21 世紀における知的財産制度の在り方や問題点についてまで議論を深めることができた。このような草の根の交流こそが、将来の日中関係にとって意義深い、実りのあるものとなるであろうことを確信している。

今後このような共同研究を発展させていくことが日中双方にとって重要であると考えるが、ひとまず今年度の共同研究の成果をここに公表することができた。この研究成果が、今後の日中交流にとって良い影響を与える第一歩となることを願ってやまない。

(2014 年 2 月 17 日)